

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日
等
○参議員宮城県選挙区選出議員選挙に係る在外選挙人名簿の縦覧日
○参議院比例代表選出議員選挙における投票所内氏名等掲示の順序を定める
くじを行う場所及び日時

ページ

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十号

平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。
平成二十二年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 被登録資格決定の基準となる日

平成二十二年六月二十三日（ただし、年齢については平成二十二年七月十一日とする。）

二 登録を行う日

平成二十二年六月二十三日

三 縦覧に供する日

平成二十二年六月二十四日

○宮選管告示第八十一号

平成二十二年七月十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年

法律第百号）第三十条の七第一項の規定による在外選挙人名簿の縦覧に供する日を次のとおり定める。
平成二十二年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

縦覧に供する日 平成二十二年六月二十四日

○宮選管告示第八十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条の規定により、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじは次のとおり
これを行う。

平成二十二年六月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十二年六月二十四日 午後五時経過後直ちに